

# カンボジアにおける社会保険制度

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Sam Sokol)

## 1. はじめに

カンボジアの社会保険制度は 2002 年に制定されたが、これは労働法が適用される民間企業の労働者向けに制定されている。政令により 2007 年に各関連省庁及び労働訓練省の下で、国家社会保険基金(National Social Security Fund : NSSF) を設立し、2008 年に公的に運用が開始されているが、2017 年に公務員に対しても当制度が適用されるようになった。NSSF は、労働省が実務面を管轄し、経済財務省が財政面を管轄する公共法人である。当制度は健康保険、労災保険、年金基金、失業手当を含むが、現在、健康保険、労災保険、年金基金が実施されており、そのうち年金基金は公務員のみが対象で、失業手当に関しては将来的に実施が予定されている。本稿ではカンボジアにおける社会保険法制度について説明する。

## 2. 登録手続き

### 2.1. 企業登録

社会保険制度の対象となる企業は会社設立後、企業登録商業証明書の発行日から 30 日以内に NSSF にて企業登録を行う義務がある。従来、8 人以上の従業員を雇用する雇用者のみ、NSSF への登録が義務付けられており、新規設立企業や駐在員事務所等で従業員数が 8 人に満たない場合は登録が求められなかった。しかしながら、2017 年 11 月 10 日付労働省発行の省令 (Prakas No.448) により、従業員数を問わず登録が求められるように改定された。登録にあたり、雇用者又は企業が従業員の名簿を社会保険局へ提出しなければならない。

### 2.2. NSSF への登録必要書類

- **企業登録における必要書類**

1. 登録申請書 Form 1.01
2. 商業省より発行された書類 (商業証明書及び会社情報リスト)
3. 税務局より発行された書類 (パテント証明書)
4. 取締役のパスポート (顔写真ページのコピー)
5. 企業の所在地

- **労働者の登録における必要書類**

1. 登録申請書 Form 1.01
2. 身分証明書又はパスポート

### 3. 保険料支払手続き

#### 3.1. 労災保険料支払いについて

労災保険料支払いは雇用者の負担であり、労働者の支払義務はない。労災保険料は労働者の平均月給の0.8%相当額と定められており、保険料の下限は1,600KHR（約0.4USD）、上限は8,000KHR（約2USD）であったが、2017年11月10日労働省発行省令（Prakas449）により上限が9,600KHR（約2.4USD）と引き上げられた。平均月給と労災保険料額は下記のとおりである。

(USD/KHR=4,000)

程度	給料（リエル）	平均月給（リエル）	各1人当たり金額支払い (0.8%)リエル
1	200,000 以下(50USD)	200,000 (50USD)	1,600 (0.4 USD)
2	200,001-250,000	225,500	1,800
3	250,001-300,000	275,000	2,200
4	300,001-350,000	325,000	2,600
5	350,001-400,000	375,000	3,000
6	400,001-450,000	425,000	3,400
7	450,001-500,000	475,000	3,800
8	500,001-550,000	525,000	4,200
9	550,001-600,000	575,000	4,600
10	600,001-650,000	625,000	5,000
11	650,001-700,000	675,000	5,400
12	700,001-750,000	725,000	5,800
13	750,001-800,000	775,000	6,200
14	800,001-850,000	825,000	6,600
15	850,001-900,000	875,000	7,000
16	900,001-950,000	925,000	7,400
17	950,001-1,000,000	975,000	7,800
18	1,000,001-1,050,000	1,025,000	8,200
19	1,050,001-1,100,000	1,075,000	8,600
20	1,100,001-1,150,000	1,125,000	9,000
21	1,150,001-1,200,000	1,175,000	9,400
22	1,200,001 以上(300USD 以上)	1,200,000(300USD 以上)	9,600 (2.4 USD)

### 3.2.健康保険料支払いについて

健康保険料支払いも労災保険同様に雇用者の負担であり、労働者の支払義務はない。健康保険料の支払いは労働者の平均月収の 2.6%相当額を支払う。保険料の下限は 5,200KHR（約 1.3USD）、上限は 31,200KHR(約 7.8USD)である。雇用者は労災保険と同様、毎月 15 日までに健康保険料を納付する必要がある。平均月収と健康保険料は下記のとおりである。

程度	給料（リエル）	平均月収（リエル）	各 1 人当たり金額支払い (2.6%)リエル
1	200,000 以下 (50 USD)	200,000 (50 USD)	5,200 (1.3 USD)
2	200,001-250,000	225,500	5,850
3	250,001-300,000	275,000	7,150
4	300,001-350,000	325,000	8,450
5	350,001-400,000	375,000	9,750
6	400,001-450,000	425,000	11,050
7	450,001-500,000	475,000	12,350
8	500,001-550,000	525,000	13,650
9	550,001-600,000	575,000	14,950
10	600,001-650,000	625,000	16,260
11	650,001-700,000	675,000	17,550
12	700,001-750,000	725,000	18,850
13	750,001-800,000	775,000	20,150
14	800,001-850,000	825,000	21,450
15	850,001-900,000	875,000	22,750
16	900,001-950,000	925,000	24,050
17	950,001-1,000,000	975,000	25,350
18	1,000,001-1,050,000	1,025,000	26,650
19	1,050,001-1,100,000	1,075,000	27,950
20	1,100,001-1,150,000	1,125,000	29,250
21	1,150,001-1,200,000	1,175,000	30,550
22	1,200,001 以上 (300 USD 以上)	1,200,000 (300USD 以上)	31,200 (7.8 USD)

初回の保険料は会社設立後、国家社会保険基金証明書の取得から、30日以内に支払わなければならない、以降は毎月15日までに納付が義務付けられる。なお、支払いが遅延した場合、遅延利息・罰金が科される旨も規定された。

❖ 支払方法

雇用者は銀行にて保険料を支払うこと。支払方法は下記のとおりである。

- 雇用者は直接銀行窓口にて支払う、または Internet Banking でも支払いが可能である。銀行手数料は雇用者負担となる。
- 支払い後、領収書を直ちに NSSF に郵送にて提出またはメールより提出が可能である。提出後、NSSF からの支払い証明が届く。

❖ 月次提出必要書類

1. 労働者名簿のリスト (E-Form)
2. 給与リスト (Payroll list)
3. 保険料支払申告書
4. 雇用者承認書 (Form B)
5. 銀行領収書 (Bank slip)

## 5. 保険料の給付

### 5.1. 労災保険

労災保険は、労働中の事故・通勤時の事故や職業病に適用される。補償内容は以下のとおりである。

- 労務災害に対する医療介護費治療費の上限なく全額カバーされる。
- 一時的に身体障害状態に陥った場合の日当  
入院前後の治療費が給付され、また2日以上入院する場合は入院期間中、日給の70%が支給される。(初日分は雇用者負担)
- 永続的身体障害となった場合の年金または手当
  - ① 障害が労働能力の20%未満の場合  
労働能力手当 = 対象者の平均日給 × 損失割合 × 20% × 現在係数  
(損失割合及び現在係数は2008年6月16日 Prakas No. 109K.B/Bro.K に記載あり)
  - ② 障害が労働能力の20%以上の場合  
労働能力手当 (月額) = 対象者の平均月給 × (損失割合 - 損失割合の20%)  
ただし、毎年 NSSF より、障害の状況確認が行われる。
- 死亡した場合の葬儀料や遺族年金  
労災による死亡の場合、葬儀料として400万 KHR (約1000USD) が支給される。  
遺族年金に関しては、以下のとおりである。

(注) 配偶者は婚姻届を届けていることが前提であり、子どもは18歳未満若しくは21歳以下の学生である。

	遺族 (注)	遺族年金の計算方法
1	A：配偶者 B：子ども C：両親	・ A の月給 = $3/5 \times 63\%$ × 対象者の平均日給 ・ B の月給 = $2/5 \times 63\%$ × 対象者の平均日給 ・ C の月給 = $7\%$ × 対象者の平均日給
2	A：配偶者 B：子ども	・ A の月給 = $3/5 \times 70\%$ × 対象者の平均日給 ・ B の月給 = $2/5 \times 70\%$ × 対象者の平均日給
3	C：両親	・ C の月給 = $35\%$ × 対象者の平均日給
4	B：子ども C：両親	・ B の月給 = $28\%$ × 対象者の平均日給 ・ C の月給 = $28\%$ × 対象者の平均日給
5	A：配偶者 C：両親	・ A の月給 = $28\%$ × 対象者の平均日給 ・ C の月給 = $28\%$ × 対象者の平均日給
6	配偶者あるいは子どものみ	・ 月給 = $56\%$ × 対象者の平均日給

## 5.2.健康保険

健康保険は2018年8月26日政府発行の政令 Sub Decree140 によって2018年1月1日より正式に施行されることが確定した。保険適用の内容は2016年3月18日労働省発省令 Prakas109 にて細かく規定されているが、保険加入者の健康に問題が生じ、外来若しくは入院治療を要する際、健康保険より診察費等が健康保険によって給付されるという内容である。保険適用可能な病院は公的病院もしくはNSSF登録の病院・診療所である。給付内容は以下のとおりである。

健康保険給付内容	給付の上限
医療費及び看護費	入院医療費、整形外科と運動療法費、出産及び出産前後に要する費用及びリハビリ費用
日当	8 日以上入院の場合、8 日目以降の日当補償額 補償額＝平均日当×70% × (入院日数－ 8 日)
病院への搬送・遺体搬送費	病気及び事故の際の医療施設への救急車代 緊急を要する重病若しくは遺体搬送の場合、実費精算
健康・予防サービス費	NSSF、国家プログラム、組織若しくは健康関連の機関等が提供する健康・予防サービス費（健康診断、病気や保険教育と予防接種、コンサルティング等）

ただし、以下に列挙されるサービスは NSSF 健康保険の適用対象ではない。

- ❖ デンタルケア、生殖器移植手術及び医療、臓器移植、不妊治療、形成外科、目の手術、目の補助医療及びレーザー医療、薬物治療、心臓と心臓血管外科の手術、透析、化学療法である。

### 5.3.年金基金

年金基金は、現在公務員に対してのみ適用されており、民間企業に対しては適用されていない。NSSF の公表によれば、2015 年末より民間企業の従業員に対しても導入される予定であったが、導入には至っていない。年金は、老齢年金・早期年金・障がい手当及び遺族年金が含まれる。各年金の受給資格は以下のとおりである。

#### ①老齢年金の受給資格

- NSSF への年金登録手続きを行っている
- 55 歳以上で NSSF へ 20 年間加入
- 年金受給資格日までの 10 年間で最低 60 ヶ月間保険料を納めている者

#### ②早期年金の受給資格

- NSSF への早期年金登録手続きを行っている
- 55 歳以上で NSSF へ 20 年間加入
- 年金受給資格日までの 10 年間に最低 60 ヶ月間保険料を納めている者であり、かつ精神的・身体的問わず、早期に労働不可の状態となった者

#### ③障がい手当の受給資格

- NSSF への年金登録手続きを行っている

- 55歳未満でNSSFへ5年以上加入し、身体障害者となる前の12カ月間で6カ月間保険料を納めている者

#### ④遺族年金の受給資格

年金受給資格者が死亡した時や、死亡時において年金受給資格を満たしていた者、あるいは既に180カ月のNSSFへの加入期間がある者については、遺族が遺族年金を受給できる。

- 配偶者が遺族年金を50%受給、子供も50%を受給
- 配偶者あるいは子供のみいる場合、100%を受給

民間企業への導入に関して、2019年までには法令のドラフトが完成する見込みとされていたが、現状は適用時期について未定である。

## 6.終わりに

以上に述べたように、カンボジアにおける社会保険制度は、民間企業と公務員によって適用される内容が異なっている。労働者にとって公的な社会保険制度は重要であるが、上記のように保険料やその適用内容も細かく分けられており、企業の雇用者としても納付手順など実務的なポイントを押さえておくことも必要である。年金基金に関しては、今後、民間企業の労働者に対しても適用される見込みではあるが、現状具体的な法令の策定には至っていない。改定があれば更新する予定である。

## 7. 参考文献

1. <https://cutt.ly/yhZz8zs> 「NSSFの歴史」
2. <https://cutt.ly/8hZjHMy> 「NSSFへの登録手続き、保険料支払手続き、還付方法」
3. <https://cutt.ly/thZjNbT> 「NSSFへの登録手続き」
4. <https://cutt.ly/DhZkrUu> 「労働者氏名記簿の登録手続き」
5. <https://cutt.ly/VhZkTB8> 「還付方法の省令」
6. <https://cutt.ly/yhZvega> 「還付方法の法律」
7. <https://cutt.ly/vhZQNUR> 「健康保険料の還付方法」

**【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】**

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

**【所在地】**：東京都中央区銀座 1 丁目 18 番 2 号 辰ビル 7F

**【担当者】**：鎌塚 麻由子（かまづか まゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

**【所在地】**：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam

**【担当者】**：鈴木 友紀（すずき ゆき）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

**【所在地】**：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower ,  
241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

**【担当者】**：中村 祐太（なかむら ゆうた）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCAL カンボジア事務所内）>>

**【所在地】**：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit,  
Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

**【担当者】**：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室（086-226-7365）までご相談ください。